

大阪家裁総第212号

令和5年4月18日

山 中 理 司 様

大阪家庭裁判所長 西 川 知一郎

司法行政文書不開示通知書

2月24日付け（同月28日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

大阪家裁が作成した以下の文書の最新版

- (1) 相続財産管理人ハンドブック
- (2) 財産管理Q&A

2 開示しないこととした理由

司法行政文書開示手続の対象となる文書は、司法行政事務に関して作成し、又は取得した文書であるところ、申出人が開示を求めた1の各文書は、いずれも裁判事務に関する文書であって、司法行政文書開示手続の対象とはならない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出することができます。

(担当) 大阪家庭裁判所総務課文書係 電話06-6943-5432